

雇用・労働にかかわる政府の対応

東日本大震災に対応した厚労省の施策を中心に

行政の動向

東日本大震災の発生で多くの労働者が職場や住居を失い、失業や一時休業を余儀なくされている。厚生労働省によれば、とくに被害が大きかった岩手・宮城・福島三県の臨海部では八・八万事業所で働く八四・一万人分の就業機会が喪失された可能性があるという（被災者等就労支援・雇用創出推進会議「第一回会議における厚生労働省提出資料に基づく」）。

さらに一部製造業では、サプライヤーが被災したことで部品調達が困難になり、被災地以外の工場でも生産調整に追い込まれる例が続出。サービス業でも自粛ムードの広がりや東京電力福島第一原子力発電所の事故から派生した風評被害の影響で客足が激減している。こうした状況が長引けば、さらなる雇用の喪失につながる恐れがあり、今後も予断を許さない状況だ。

こうしたなか政府では、震災発生直後から、緊急雇用労働対策として、既存制度の枠組みを利用し、特例措置を施すとともに、「被災者等就労支援・雇用創出推進会議」を設置し、関係省庁との連携による就労支援・雇用創出策を実施。さらに、補正予算による施策の裏打ち・拡充と法改正を伴う総合的な対策と段階を踏みつつ、網羅的な対策を講じている。

本稿ではこのうち、厚生労働省の施

策を中心に具体的な対策を概観する。

雇調金、失業手当等の拡充で緊急措置

厚生労働省では震災発生直後から、「雇用保険」や「雇用調整助成金」など既存のスキームを特例的に拡充し、緊急的な雇用労働対策を進めてきた（表1）。

雇用保険関連では、特例として、事業所の被災により、休業を余儀なくされた場合や災害救助法の指定地域にある事業所で一時的に離職した場合にも失業手当を受給できるようにした。

景気変動の影響などで業績が悪化した事業所に対し、国が休業手当の一部を負担する雇用調整助成金制度にも特例を設けた。従来、天災は対象外だったが、今回の特例では、震災の影響で従業員が出勤出来なかつたり、工場や設備などが損壊し、修理業者の手配や部品の調達が困難なため、早期の修復ができないなどの理由で生産活動の縮小を余儀なくされた場合にも支給されるようになった。

対象となるのは青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、長野の九県の災害救助法適用地域の事業所。これまで直近三カ月間の平均売上高がその直前や前年同期に比べて減少していることを支給要件としてきたが、これを一カ月間に短縮。さらに生産量や

売上高などの減少が見込まれる場合でも申請を可能にしたほか、休業の実施などに関する計画届の事後提出や三月一日に遡及しての助成も認める。被災地以外の事業所でも、被災地の事業所と緊密な取引関係がある場合や計画停電の影響を受けた場合も一部の特例が適用される。

震災の影響で企業による内定取り消しが相次いでいることから、新卒者対策にも注力してきた。厚生労働省のまとめによれば、内定の取り消しは四月二二日現在で二八一人にのぼる。入社

の延期や自宅待機も一七三九人に達した。事態を重くみた厚生労働省は経済団体などに対し、新卒者が可能な限り入社できるように強く要請するとともに、新入社員をやむなく休業させる場合にも雇用調整助成金を支給できるようにした。

さらに、「被災地」の卒業後三年以内の既卒者を採用する事業主に対し、「トライアル雇用奨励金」や「採用拡大奨励金」の支給要件を緩和し、支給額を拡充するなどの措置も設けた。

このほか、①職業紹介②労働相談③未払賃金立替払い④労災保険給付⑤労働保険料や社会保険料の特例⑥中小企業退職金共済制度や勤労者財産形成持家融資制度の特例⑦雇用問題をはじめ派遣、有期契約・パート労働者等の雇用維持・確保に係る経済団体への要請⑧職業訓練の機動的な拡充・実施――

など多面的な観点から措置を拡充した。

しごと協議会や復興事業等で雇用創出

政府は震災から二週間あまりが経過し、被災者や避難者の生活再建に向け、本格的な就労機会を確保する重要性が高まってきたことから、厚生労働省、総務省、国土交通省、農林水産省、経済産業省、環境省の関係各省の連携による対策を行うため、三月二十八日、「被災者等就労支援・雇用創出推進会議」（座長：小宮山厚生労働副大臣）を設置。四月五日には第一段階（フェーズ1）として、スピード感を持って取り組むべき当面の対策をまとめた。

「被災者の仕事と暮らしを日本中が一つになって支える」との意味を込め、「日本はひとつ」しごとプロジェクト」と名付けた対策では、①復旧事業等による確実な雇用創出（重点分野雇用創出事業と緊急雇用創出事業の拡充）、②地元優先雇用への取り組み、③被災者としごとのマッチング体制の強化（日本はひとつしごと協議会の創設、ハローワーク機能の拡大）、④被災者の雇用の維持確保（雇用調整助成金のさらなる拡充）――など一連の施策を打ち出した。

具体的にみると、復旧事業等ではインフラ復旧、がれきの撤去、仮設住宅の建設、被災住宅の補修・再建等を通じて雇用を創出する。また、重点分野雇用創出事業及び緊急雇用創出事業では、対象分野に新たに「震災対応分野」を追加。①避難所における子どもの一時的預かりや高齢者の見守り②被災地域の治安確保のためのパトロール③がれき

や漂流物の仕分け・片付け、高齢者宅の片付け支援④被災地域の環境美化、まちづくりに向けた植栽——などを行う事業で、都道府県や市町村が臨時職員を雇用できるようにした。

マッチング体制の強化では、すべての都道府県に「『日本はひとつ』しごと協議会」を設置。各労働局を中心に自治体、出先機関、関係団体等が一体となつて情報を共有し、生活から就労まで効果的な支援が行えるようにする。さらにハローワークでは、通常の主な対象は離職した会社員だが、今回は被災地の地域特性を踏まえ、農林漁業や自営業の離職者についても積極的に支援できるようにした。

こうした取り組みにより、現時点で①重点分野雇用創造成業と緊急雇用創出事業の拡充を通じ、約一万四〇〇〇人②被災地復旧事業で約二三八九人③ハローワークに寄せられた被災者向け求人で約二万五九二七人④その他農業・漁業等の求人約二二二八人——の計四・四万人分の雇用機会が、確保されつつある。

フェーズ2では二〇万人の雇用創出効果

被災者等就労支援・雇用創出推進会議は四月二十七日、「『日本はひとつ』しごとプロジェクト（フェーズ2）」の内容を明らかにした。フェーズ1が当面の緊急総合対策として、既存制度の枠組みで特例措置を行っていたのに対し、フェーズ2は補正予算措置や法改正を伴う対策をまとめたもの。フェーズ1では約四・四万人分の雇用機会が

確保されたが、フェーズ2ではさらに約四兆円規模の予算を投じ、二〇万人程度の雇用創出効果と一五〇万人超の雇用下支え効果を見込む。

フェーズ2の柱は三本。一つ目の「復旧事業等による確実な雇用創出」では二〇万人規模の雇用創出を見込む。二つ目の「被災した方々の新たな就職に向けた支援」では約六万人分の雇用下支え効果をねらう。三つ目の「被災した方々の雇用の維持・生活の安定」には、一四六万人分の雇用を下支えし、四三万人分の生活を安定させる効果があるとされている。

一本目の柱「復旧事業等による確実な雇用創出」では、震災で損傷した道路、上下水道、港湾といったインフラの復旧やがれきの処理などに約二兆四九四〇億円を計上した。さらにフェーズ1で「重点分野雇用創造成業」を拡充したことに対応し、基金の額を五〇〇億円積み増した。

二本目の柱「被災した方々の新たな就職に向けた支援」には約一五八億円を計上した。高齢者や障害者など就職が困難な者を雇い入れた事業主に支給される特定求職者雇用開発助成金に特例措置を設け、震災の影響で職を失った従業員をハローワークなどの紹介で雇い入れた事業主も助成対象とする。支給額は大企業で五〇万円、中小企業で九〇万円となる。

被災者の職業訓練の拡充などには四四億円を投じる。被災地で職を失った人々に対し、建設関連の知識や技能を習得させるため、職業訓練施設の定員枠を拡充する。今後の復興で雇用が活発化する建設業での就職を増やす

のがねらい。震災で被害を受けた公共職業能力開発施設や認定職業訓練校の復旧も急ぐ。

被災地における復旧工事で労働災害を防止するため、安全衛生対策には一七億円を計上。被災者就労支援で建設業に不慣れな労働者の増加が予想されることから、岩手、宮城、福島に拠点を設置し、安全衛生教育や巡回パトロールを実施する。

震災で職を失った人たちの就職支援にも取り組む。避難所でハローワークの「就職支援ナビゲーター」による職業相談や臨床心理士などによるメンタルヘルスクアを実施する。同時に社宅を用意し、被災者を積極的に受け入れる企業の求人開拓を積極的に行うため、「求人開拓推進員」を三〇〇人増員した。

さらに被災地のハローワークに他の地域から職員を派遣し、相談体制を強化する。雇用保険や雇用調整助成金の支給手続きなどを迅速に行うため、相談員を九四九人増やす。

新卒者への就職支援には一五億円を計上した。企業や大学と連携し、学生の就職支援に取り組み「ジョブサポーター」を一〇〇人増員し、被災者向けの求人開拓を行うほか、大学・高校や避難所での出張相談も行う。さらに、都内で被災した学生の採用に積極的な企業を集めた「被災学生支援就職面接会」を開催する。

雇用調整助成金の拡充に七二・六九億円

三本目の柱「被災した方々の雇用の維持・生活の安定」には約

一兆七三六九億円を投入する。このうち、雇用調整助成金の拡充には七二・六九億円を充てる。新たな特例措置として、震災発生前にすでに助成金の支給を受けていた事業主であっても、震災の影響で休業を余儀なくされた場合、これまでの支給日数にかかわらず最大三〇〇日まで支給を受けられるようにした。リーマン・ショック発生後の厳しい雇用情勢を踏まえ、被保険者期間六カ月未満の従業員でも助成の対象としていたが、この暫定措置も延長する。

雇用保険の延長給付を拡充するため、二九四一億円を計上した。現在、特例措置として、震災でやむなく職を失った人に対し、雇用保険の失業給付日数を六〇日延長する「個別延長給付」を行っているが、さらにこれを六〇日延長し、計一二〇日まで受給できるようにする。特例措置の実施にあたり、関係法の改正を行う。

震災の影響で多くの企業が倒産し、賃金が支払われないまま退職に追い込まれる従業員が急増する恐れがあることから、国が事業主に代わって未払いの賃金を支払う「未払賃金立替払制度」の原資を約一四三億円増額する。さらに岩手、宮城、福島の各労働局や労働基準監督署の調査員を増員することで、支払手続きを迅速化する。

小宮山厚生労働副大臣は、さらなる追加対策について、「第二次補正予算に向け、復興計画の進捗を見ながら中長期的な施策を打ち出す」とコメントした。

（調査・解析部 米島康雄、渡辺木綿子）

表1 主な緊急雇用労働対策

	内 容
雇用保険	<p>○事業所が災害を受けたことにより休止・廃止したため休業を余儀なくされ、賃金が支払われない場合、実際に離職していなくても失業手当を受給できる特例を実施</p> <p>○災害救助法の指定地域にある事業所が災害により事業が休止・廃止したために、一時的な離職を余儀なくされた方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合でも、失業手当を受給できる特例を実施</p>
職業紹介	<p>○全国のハローワークで、「震災特別相談窓口」を設置。以下①～④など被災者に対する就職支援を強化</p> <p>①出張相談の実施～ハローワークから避難所等へ出向き、多様な就業形態に関する職業相談、雇用保険の手続きの相談等、労働相談、メンタルヘルス相談等を実施②広域職業紹介の実施～全国の求人情報が検索できるシステムによる広域的な職業紹介の実施。職業転換給付金制度（「広域求職活動費（遠隔面接旅費相当）」「移転費（転居費相当）」の支給）の活用</p> <p>③被災者の雇い入れを行う求人者の確保～全国のハローワークにおいて寮・社宅付き求人者を確保④東北の被災者のため、大都市圏等において合同求人面接会を開催</p> <p>○被災者と仕事のマッチング強化（「日本はひとつ」しごと協議会の創設、ハローワーク機能の拡大）</p>
雇用関係助成金	<p>【雇用調整助成金：原則として経済上の理由で事業活動の縮小を余儀なくされた（最近3カ月の生産量、売上高等が直前の3カ月または前年同期比5%以上減少している）雇用保険適用事業所の事業主が、雇用を維持するため休業等を実施した場合に、休業に係る手当等の事業主負担相当額の一部（中小企業の場合、8割）を助成】</p> <p>○青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、長野—の9県の災害救助法適用地域に所在する事業所の事業主について、以下①～③の特例を設定。また、これらの地域に所在する事業所等と一定規模以上の経済的関係を有する事業所や、計画停電の実施地域に所在し、計画停電により事業活動が縮小した事業所についても、以下の①・②の特例を適用</p> <p>【特例の内容】①事業活動縮小の確認期間の短縮（3カ月→1カ月）②生産量等が減少見込みの場合でも申請を可能に③計画届の事後提出を可能にする</p> <p>ともに、3月11日まで遡及して助成</p> <p>○申請関係書類の提出が困難な事業主には申立書等による代替を認めるなどできる限り手続きを簡素化</p> <p>【特定求職者雇用開発助成金：大企業50万円、中小企業90万円】</p> <p>被災した離職者を対象にした雇入れ助成金を通じ、インセンティブを付加して地元者を紹介</p> <p>【実習型雇用支援事業】</p> <p>被災地の企業において、被災地に居住するフリーターなどの求職者及び被災地の事業所を離職した求職者を雇用する場合、トライアル雇用である本事業の対象とし、地元での雇用を促進する。（試用雇用1人につき月額10万円（最大6カ月）、その後正規雇用化した場合は6カ月ごとに50万円（2回））</p>
雇用創出基金事業	<p>○東日本大震災により仕事を失われた方々の雇用の場を早急に確保するため、雇用創出のための基金事業（重点分野雇用創出事業、緊急雇用創出事業）の要件緩和を実施</p> <p>◆重点分野雇用創出事業</p> <p>○対象分野に「震災対応分野」を追加するとともに、雇用期間について複数回更新を可能にするるとともに、既に通算1年雇用されたことがある方も再度の雇用を可能に</p> <p>○都道府県又は市町村の臨時職員等として雇用し、以下のような事業を実施することが可能（企業、NPO等への委託による実施も可能）</p> <p>・避難所や被災地域の治安確保のためのパトロールを行う事業</p> <p>・避難所での子どもの一時預かりや高齢者の見守りを行う事業</p> <p>・がれきや漂流物の仕分け・片付け、高齢者宅の片付け支援を行う事業</p> <p>・被災地域の環境美化、まちづくりのための植栽を行う事業</p> <p>◆緊急雇用創出事業</p> <p>○雇用期間の複数回更新を可能とする</p>
新卒者	<p>○厚労相、文科相から主要経済団体等（258団体）や求人情報事業所団体に対し、採用内定を得ている被災地の新卒者等が可能な限り入社できるよう、また予定していた期日に入社できるよう、最大限の努力等を要請</p> <p>○新入社員を当面の間、休業させる場合に、雇用調整助成金の「雇用保険被保険者期間6カ月以上」要件の適用除外を活用</p> <p>○全国の新卒応援ハローワーク等に「学生等震災特別相談窓口」等を設置し、採用内定取消し者等への相談や就職支援を実施</p> <p>○ハローワークの紹介により、「被災地」の卒業後3年以内の既卒者を採用する事業主に対する奨励金について、支給金額の拡充・要件緩和を実施</p> <p>①「3年以内既卒者トライアル雇用奨励金：有期雇用（原則3カ月）1人月10万円、正規雇用から3カ月経過後に50万円」（卒業後3年以内の既卒者（高校・</p> <p>大学等が対象）を正規雇用へ向けて育成するため、まず有期で雇用しその後正規雇用へ移行させる事業主に対し、ハローワークで支給。被災地に居住する3年以内未就職既卒者が対象の場合は、トライアル雇用後、正規雇用での雇入れに対する奨励金額を60万円に拡充）②「3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金：正規雇用から6カ月経過後に100万円・1事業所1回限り」（卒業後3年以内の既卒者（大学等が対象）も応募可能な新卒求人を出し、既卒者を正規雇用する事業主に対し、ハローワークで支給。被災地に居住する3年以内未就職既卒者が対象の場合は、120万円・1事業所10回限りに拡充・緩和）</p> <p>○重点分野雇用創出事業等を活用し、自治体による雇用を推進</p>
派遣、有期・パートの雇用維持・確保	<p>○震災等の影響により、いわゆる「派遣切り」の恐れがある派遣労働者、解雇・雇止めなどの恐れがある有期契約労働者及びパート労働者について、事業主が雇用の安定的な確保を図るため、最大限の配慮をしてもらえるよう、厚労相が人材派遣関係団体や主要経済団体に対し要請</p> <p>○被災した派遣労働者や、求職者と人材を必要とする企業の迅速なマッチングに向け、さまざまな広域ネットワークも活用しつつ、積極的に取り組んでもらえるよう人材ビジネス事業者団体に要請書を手交</p>
雇用問題への配慮に関する経済団体要請	<p>○震災に係る雇用問題に配慮頂くよう、日本経団連、全国中小企業団体中央会及び日本商工会議所に対し、以下の内容で大臣から、直接要請を実施</p> <p>①雇用調整助成金を活用した従業員の雇用の維持②被災地外での就職も含めた求人の積極的な申込③被災した未就職卒業生の積極的な採用④電力不足に対応するために労働条件を変更する場合の労使での十分な話し合い⑤非正規労働者の雇用の確保</p> <p>○関係省庁連名で、被災者の受け入れに積極的な企業の発掘や、求人情報のハローワークへの提出について460団体に要請</p>
未払賃金立替払制度	<p>○地震の直接的な被害により事業活動が停止した、被災地域の中小企業に雇用されていた労働者の未払賃金の立替払いについて、申請に必要な書類を簡</p> <p>略化するとともに、迅速な処理を実施</p>
労災保険給付	<p>○労災診療や休業補償の請求が、医療機関や事業主の証明がなくても可能とする弾力的な取扱いを実施</p> <p>○労災保険給付の請求に関して、認定のための資料が散逸している場合の調査要領を定めるとともに、迅速な労災補償を行うこと等について労働局に指示</p>
労働保険料	<p>○被災地域（青森、岩手、宮城、福島、茨城）における労働保険料の納付期限（7月）等を、申請など特段の手続の必要なく延長</p> <p>また、納付期限延長の対象地域以外の事業主でも、震災により財産に相当な損失を受けた場合は、事業主からの申請に基づき、個別に労働保険料の納付を猶予</p>
社会保険料	<p>○被災地域にある事業所について、厚生年金保険料（健康保険等含む）の納付期限を延長・猶予</p> <p>（○国民健康保険は、保険者の判断で保険料（税）の減免、徴収猶予並びに納期限の延長等が可能。また、国民年金保険料は、一定の要件に該当する場合、申請に基づく災害時の保険料免除が可能）</p>
職業訓練	<p>○訓練定員の拡充や被災者向けの特別コースの設定など、被災地や被災者の受入先等における公的な職業訓練（建設関連分野など）を機動的に拡充</p> <p>・実施するとともに、ハローワークで効果的にマッチング</p>
雇用促進住宅	<p>○利用可能戸数 全国3万9,142戸、うち東北三県計3,541戸</p> <p>○緊急避難者に一時入居先 ①家賃、敷金、駐車場は無料②入居期限は6カ月</p> <p>月毎に最長2年まで更新可能）として提供。自治体からの要望に応じ、緊急避難場所として活用</p>

資料出所：厚労省公表資料より主なものを選択及び情報を追加して筆者が作成